

令和 8 年 11 月 1 日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

所得税 令和 8 年分年末調整の主な変更点 **基礎控除は最大 104 万円、178 万円の壁へ**

令和 8 年度税制改正により、令和 7 年分に引き続き所得税の基礎控除と給与所得控除が見直されました。この改正は令和 8 年 12 月 1 日に施行され、**令和 8 年 12 月に行う年末調整から適用**されます。
今回の改正は令和 8 年中の毎月の源泉徴収税額表には反映されておらず、12 月の年末調整でまとめて精算されますので、例年より還付額が大きくなる場合があります。

【1】基礎控除額の引上げ

物価上昇への対応として、**基礎控除額**の本則部分が 58 万円から 62 万円に引き上げられ、さらに令和 8 年分・令和 9 年分に限り特例加算が上乘せされます。

その結果、**合計所得金額 489 万円以下の方の基礎控除は一律 104 万円**となります。

合計所得金額	令和 7 年分	令和 8 年分・令和 9 年分
132 万円以下	95 万円	104 万円
132 万円超 336 万円以下	88 万円	104 万円
336 万円超 489 万円以下	68 万円	104 万円
489 万円超 655 万円以下	63 万円	67 万円
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円	62 万円

※2,350 万円超は改正なし（48 万円／32 万円／16 万円／2,500 万円超は 0 円）

【2】給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額も 65 万円から 69 万円に引き上げられ、令和 8 年分・令和 9 年分に限り 5 万円が加算されて **74 万円**となります。これにより、給与収入のみの方の所得税がかからない範囲は **「年収 160 万円まで」から「年収 178 万円まで」**に広がりました。

※特例加算は令和 8 年分・令和 9 年分に限った措置で、令和 10 年分以後は区分が変わります。

【3】扶養親族等の所得要件の見直し

基礎控除（本則）の引上げに合わせ、扶養控除や配偶者控除などの対象となる親族の所得要件も 4 万円引き上げられました。

項目（合計所得金額）	令和 7 年分	令和 8 年分
扶養親族・同一生計配偶者・ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下	62 万円以下
特定親族 (19 歳以上 23 歳未満で生計を一にする親族)	58 万円超 123 万円以下	62 万円超 123 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下	62 万円超 133 万円以下
勤労学生	85 万円以下	89 万円以下

給与収入のみの場合、扶養親族等に該当する年収の上限は **136 万円**となります。パート勤務の配偶者や学生アルバイトのお子様がいる方は、申告書の記載内容にご注意ください。

【4】年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例

23 歳未満の扶養親族がいる方は、一般生命保険料控除（新契約）の上限が 4 万円から **6 万円に引き上げられます**（合計 12 万円の上限は変わりません）。

令和 8 年分・令和 9 年分の特例です。保険料控除申告書にも新しい記載欄ができました。